

館山市内の農業者・漁業者の皆様へ

館山市農漁業者事業継続支援給付金のお知らせ

概要

館山市は、原油等物価高騰に直面する農漁業者の負担を軽減し、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

対象事業者

- 農業者**は、令和7年に農畜産物の販売実績等があり、確定申告等で申告した給付対象となる経費の合計額が20万円以上であること。
- 漁業者**は、市内の漁業協同組合又は同組合の正組合員で、令和7年に水産物の販売実績等があり、確定申告等で申告した給付対象となる経費の合計額が20万円以上であること。

上記の農業者又は漁業者であり、以下の要件等を満たす事業者です。

- ・館山市内に住所を有する個人事業主又は館山市内に主たる事業所を有する法人であること。
- ・当該給付金を活用し、今後も事業を継続する見込みがあること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・市の求めに応じ、給付金の交付を行うために必要な書類の提出をすることが出来ること。 など

給付額

令和7年分（法人の場合は直近の事業年度）の**給付対象となる経費に5%を乗じた金額**。
1万円未満の端数切り捨て。**上限100万円**。1事業者につき1回限り

給付対象となる経費

- 令和7年分（法人の場合は直近の事業年度）の確定申告等で申告した経費のうち、
- ・農業者：肥料、農薬、諸材料（農業用マルチ・カップ・ゴム手袋・長靴・ペンキ等）、動力光熱費、荷造運賃手数料
 - ・漁業者：燃料、荷造運賃費、水道光熱費、消耗品（取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の少額な漁具・資材、手袋、長靴、カップ等）

申請受付期間

令和8年10月1日(木)～令和9年1月31日(日)まで

申請書等の書類は、館山市ホームページ、市役所農水産課、市内JA安房各支店、市内各漁協で入手できます。

申請・お問合せ先

【受付窓口】 **館山市役所農水産課・館山市役所日直（土日祝日のみ）・市内JA安房各支店・各漁協（市役所農水産課以外は書類の受け取りのみ、確認は農水産課が実施します。）**

【郵送先】 〒294-8601 館山市北条1145-1
館山市役所 農水産課（支援給付金担当）宛

【お問合せ】 館山市役所農水産課（支援給付金担当） ☎22-3397
（受付時間）午前9時～午後4時30分まで（土、日及び祝日を除く）